

商品概要説明書

平成 29 年 1 月 4 日現在

商 品 名	個人向け利付国庫債券（変動・10年）			
販 売 対 象	個人のお客さま			
期 間	10年			
販 売 単 価	額面100円につき100円			
購 入 単 位	額面1万円以上で額面1万円単位			
償 還 方 法	償還日に一括して元本（額面金額）が支払われます。 （償還日が休業日の場合は翌営業日に繰り下がります。）			
利 子	適用利率	<p>半年毎に実勢金利に応じて利率が変動する変動金利制。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各利払期における利率は、次により設定されます。 <p>平成 23 年 4 月以前に発行された個人向け利付国庫債券（変動・10年） （第 34 回以前）・・・<u>基準金利－0.80%</u></p> <p>平成 23 年 7 月以降に発行された個人向け利付国庫債券（変動・10年） （第 35 回以降）・・・<u>基準金利×0.66</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基準金利は、利子計算期間の開始日の前月までの最後に行われた、10年固定利付国債の入札（初回の利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札）における平均落札価格を基に計算される複利利回り。 利率の下限は0.05% 		
	利払方法	年2回所定の利払日に支払われます。 （利払日が休業日の場合翌営業日に繰り下がります。）		
	計算方法	<p>〈半年毎の利子額〉 「額面×利率（%）÷100÷2」 発行日から利払日までの期間が6ヵ月に満たない場合には調整のため経過利子（相当額）が発生します。</p>		
中途換金時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 原則として発行日から1年以内での中途換金はできません。 発行日から1年経過後であれば、いつでも中途換金できます。 上記に関わらず、保有者がお亡くなりになった場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けた場合は、発行日から1年経過前でも中途換金できます。 中途換金する際は、原則として下記により算出される中途換金調整額が売却される額面金額に経過利子相当額を加えた金額より差し引かれます。（注） 中途換金調整額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>計算方法</td> <td>直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685</td> </tr> </table> <p>（注）発行から一定期間の間に中途換金する場合には上記の中途換金調整額が異なることがあります。</p>		計算方法	直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
計算方法	直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685			

商品概要Y021（29.1改）<29.1>

<p>租 税 の 概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。 ・ 個人向け国債の利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、マル優・特別マル優の取扱いもできます。 ・ なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 ・ 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債は預金保険対象外です。 ・ ご購入代金は、原則として募集期間最終日の前営業日までにお支払いいただきます。 ・ 国債は売却に際し、資金のお受取りまでには日数を要します。 ・ 個別銘柄の利回り、償還日等につきましてはお近くの本支店、出張所にお問い合わせ下さい。
<p>当行の苦情・相談窓口</p>	<p>商品販売管理室（フリーダイヤル 0120-315176） 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）</p>
<p>当行の苦情対応措置 及び紛争解決措置</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会または証券・金融商品あっせん相談センターを利用します。</p> <p>【連絡先】 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）</p>